

品確法精神の静かな浸透に向け、 今徹底した普及、時々計測・公表への備えを

現在、わが国の公共調達制度は、重要な局面を迎えています。技術に基づく競争環境整備への大切な一歩であり、国の直轄工事では、既に本格運用段階に入った総合評価方式を都道府県及び普及が遅れている市区町村へも広く徹底して導入していこうという波が昨年度から急速に拡がっているからです。

平成6年、90年ぶりの大改革といわれ、大規模工事に一般競争入札が導入されて以来、わが国の公共調達制度改革では、マスコミ・世論等の逆風のなか、多くの関係各位が多大な努力を着実に積み重ねられてきました。これらの努力が結実した現在の総合評価方式を地方公共団体へも広く普及し機能させること、これにより住民や議会との距離が近い市区町村に品確法の精神が静かに浸透していくことの意味は極めて深いものと思われま

す。総合評価方式が初めて適用されたのは平成11年、当時は予定価格を超えても良いものを調達できる仕組みをもつことに重点が置かれています。つまり価格換算可能な評価項目に限定して、その換算された価格分については予定価格を上方にスライドしても良いという仕組みでした（画期的です）。ただ、価格換算できる評価項目はそう多くなく、適用できる工事は限られていました。しかし、平成13年の入札契約適正化法の施行を受け、平成14年には予定価格を標準案の価格とする方式が提示

され主流となります。これにより、試行案件数は一気に増加しました。なお、このときは談合防止対策の一つとして位置づけられています。そして、平成17年には、品確法が施行されるとともに、総合評価方式活用ガイドラインが作成されました。これにより、公共工事調達の基本が法的にも価格競争から総合評価へと転換されたとともに、全ての公共工事に導入可能とする体系的整備が進みました。注目すべきは、新設された簡易型、これは工事規模が比較的小さく技術提案の余地が小さい工事への適用を想定したものです。また評価の観点も、標準的工事を適切に行う確実性と価格との総合的な評価で、確実性については競争参加者の技術的・社会的信頼性で評価するものです。これは、技術提案による品質向上を重視したそれまでの総合評価方式とは大きくコンセプトが異なり、その後の地方公共団体における一般競争入札の拡大や公共投資の減少等の時流のなかで、非常に重要な意味を持つようになってきていると思います。特に、平成18年の施工体制確認型総合評価方式の導入により、ダンピング・低入札対策としての意味合いを強め、業界からも導入拡大への期待が強いように感じます。平成20年3月に政府は「当面の対策」において総合評価方式の地方公共団体での徹底を掲げ、まさに今、総合評価方式の全国的普及を実現するための正念場となっています。今回

徳島大学大学院 准教授

なめり かわ
滑川 すすむ
達



の特集はこの重要局面における現状での関係各方面の方々のご努力の結集といえるものと思います。

以上、総合評価方式導入の経緯を紙面の関係上至極簡単に概観しましたが、ここで改めて「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」による総合評価導入の5つのメリットを熟読すれば、その平易な表現のなかの一語一語にこの十年あまりの適用拡大に挑んだ物語の静かな充実と申しますか、その時々に応じしなやかに対処・運用されてきた方々のご苦勞の積み重ねの実りが感じられてきます。

- ① 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができます。
- ② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンプینگの防止、不良・不適格業者の排除ができます。
- ③ 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。
- ④ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。
- ⑤ 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進します。

総合評価方式をここまでもってこられた歴史的経緯に加え、地方社会・経済の惨憺たる現状を考え合わせれば、今、この局面の重要性が改めて滲みて参ります。

地方公共団体への普及促進においては、多様な利害・関心層に、なぜこんな面倒なものが必要なのかということの説明する機会・必要性が極々身近に多々存在するため、上記全ての真摯な説明が重要です。また、当面の成果としては、試行工事の事例紹介、適用案件数の増加状況、ダンプینگ対策としての効果等が公表の中心になるでしょうが、まずはこれらを着実に実行することが今一番大切なことと思います。そのうえで、公共工事に携わる産官学の土木技術者が自らの成果として多くの住民の方々に本当は一番ご理解いただきたいと切望しているのは、やはり①だと思えます。地方では③及び④の前半部も大切です。これらの成果をみることは少し時間がかかることかもしれませんが、しかし、長期的な観点からこれらの成果をどのように定量的に計測・公表していくかということは今から強かに準備・検討していかれることも同時にご期待申し上げます。土木学会建設マネジメント委員会においても、昨年度より公共調達制度評価小委員を設置し、公共調達結果のモニタリングの体系化に向けた活動を始めたところであり、微力ながらも貢献していきたいと考えております。